

日常生活用具給付について

1 利用者負担

原則として購入価格の1割を自己負担

(購入価格が交付限度額を超える場合は、交付限度額の1割と交付限度額超過分を自己負担)

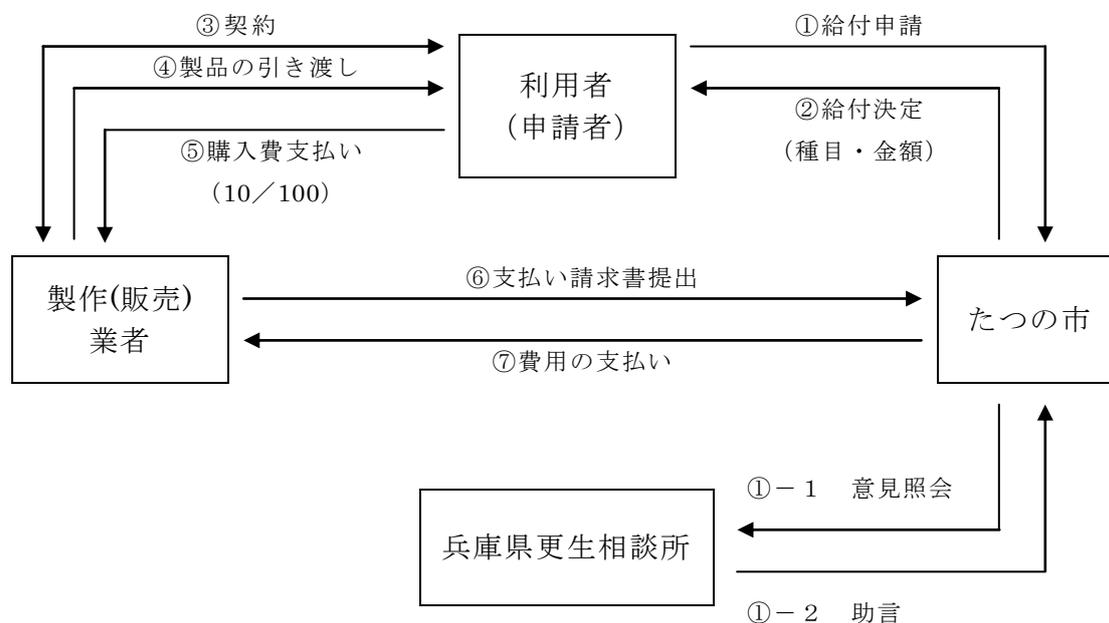
ただし、市民税課税状況に応じて上限額を設定します。

区分	対象者	上限額 (月額)
生活保護	生活保護受給世帯に属する方	0円
低所得	世帯員全員が市民税非課税である世帯の方	0円
一般	市民税課税世帯の方	37,200円
一定所得以上	障害者本人又は世帯員のうち、市民税所得割の最多納税者の納税額46万円以上の場合	給付対象外

※上記において「世帯」の範囲は、対象者が障害者の場合は「当該障害者及び配偶者」、障害児の場合は「住民基本台帳上の世帯員全員」とする。

2 手続きの流れ

日常生活用具



3 申請に必要な書類

- ①日常生活用具給付申請書
- ②印鑑
- ③同意書
- ④身体障害者手帳又は療育手帳の写し
- ⑤見積書
- ⑥カタログの写し

※留意事項

- ・購入希望業者があればお知らせください。(たつの市と業者との間で契約が必要です。)
- ・その他年齢や日常生活用具の種類によって、給付要件、手続き方法、必要書類が異なりますので、詳しくは窓口にご相談ください。

(お問い合わせ)

たつの市福祉事務所

本庁地域福祉課 TEL 0791-64-3204

新宮総合支所市民福祉課 TEL 0791-75-0253

揖保川総合支所市民福祉課 TEL 0791-72-2523

御津総合支所市民福祉課 TEL 079-322-1451